

## 米原市太陽光発電施設の設置と生活環境等との調和に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、米原市太陽光発電施設の設置と生活環境等との調和に関する条例（令和4年米原市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(関係住民等への説明)

第3条 条例第7条に規定する関係住民等は、発電事業に伴い生活環境等に著しい影響を受けるおそれがある者で、次に掲げるものをいう。

- (1) 事業区域に隣接する土地について所有権または借地権を有する者
- (2) 事業区域の土地に存する建築物の所有権、使用貸借による権利または賃借権を有する者
- (3) 事業区域または事業区域に隣接する土地に係る自治会の代表者および当該自治会に属する住民

2 条例第7条に規定する事業計画等の説明は、次に掲げる方法その他市長が適当と認める方法により行わなければならない。

- (1) 自治会等ごとに1回以上行うこと。
- (2) 関係住民等の参加が見込まれる日時および場所を選定すること。
- (3) 事業計画等の説明を行うことについて、印刷物の配布その他適切な方法により関係住民等に周知を図ること。
- (4) 自治会館その他の集会施設において行うこと。
- (5) 関係住民等の求めに応じて事業計画等またはその概要を記載した書面が提供されること。
- (6) 説明の方法が関係住民等の理解を深めるよう配慮されたものであること。

3 条例第8条第5項の規定により事業計画の変更の許可を受ける場合において、次の各号に該当する場合は、関係住民等への説明は不要とする。

- (1) 次条第4項に該当する軽微な変更の場合
- (2) 事業者名を変更する場合で、条例第11条に規定する事業継承に該当しない場合
- (3) 法人の代表者氏名を変更する場合

- (4) 事業者の住所を変更する場合
- (5) 保守点検責任者を変更する場合  
(申請および許可)

第4条 条例第8条第1項に規定する事業計画は太陽光発電事業計画申請書（様式第1号）とし、同項に規定するその他規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 住民票の写し（設置者等が法人である場合は当該法人の登記事項証明書の写し、ならびに役職、氏名、住所および生年月日を記載した役員一覧表。ただし、公的機関の発行する書類については、申請日の3か月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。）
- (2) 欠格要件非該当誓約書（様式第2号）
- (3) 条例以外の関係法令に基づく太陽光発電施設の設置に必要な許認可および届出の状況が分かる書面
- (4) 太陽光発電施設の設置に関する説明結果報告書（様式第3号）
- (5) 太陽光発電施設の設置場所（事業区域の所在地）に係る登記簿謄本（ただし、公的機関の発行する書類については、申請日の3か月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。）
- (6) 土地の取得（使用貸借）を証する書類等（登記簿謄本上の名義が事業者でない、または事業者本人を含む複数人である場合に限る。）
- (7) 構造図および配線図
- (8) 電力系統への接続の同意を証する書類の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 条例第8条第4項の規定による事業計画の許可は、事業計画（変更）許可証（様式第4号）により行うものとする。

3 条例第8条第4項の規定による事業計画の不許可は、事業計画不許可通知書（様式第5号）により行うものとする。

4 条例第8条第5項に規定する規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域の面積の変更のうち、その面積を10分の1以内で拡大する場合
- (2) 事業区域の面積を縮小する場合（条例第16条に規定する廃止の場合を除く。）
- (3) 太陽光発電施設の出力を縮小する場合（条例第16条に規定する廃止の場合を除く。）
- (4) 代表者以外の役員を変更する場合（設置者等が法人である場合に限る。）

(工事着手および完了の届出)

第5条 条例第9条第1項に規定する届出は、設置事業に着手したときは設置事業着手届(様式第6号)、完了または当該設置事業を中止したときは設置事業完了(中止)届(様式第7号)により行うものとする。

2 条例第9条第2項の規定による通知は、設置事業検査済通知書(様式第8号)により行うものとする。

(事業継承)

第6条 条例第11条第1項の規定による届出は、事業承継届(様式第9号)により行うものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業を承継した事実を証する書類
- (2) 事業を承継した者の住民票の写し(承継した者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書の写し)
- (3) 太陽光発電施設の保守点検に係る契約書の写し
- (4) 第4条第2項に規定する事業計画(変更)許可証の写し(許可により付された条件がある場合は、その書面の写しを含む。)
- (5) 新事業者の役員一覧および欠格要件非該当誓約書(様式第2号)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実施状況の報告)

第7条 条例第12条第1項に規定する報告は、事業計画実施状況報告書(様式第10号)により行い、最新状況に更新した太陽光発電事業計画第1表を添付するものとする。

(立入検査)

第8条 条例第13条第2項に規定する身分を示す証明書は、米原市職員服務規程(平成17年米原市訓令第8号)第7条第1項に規定する職員証とする。

(報告の徴収)

第9条 条例第14条に規定する報告または資料の提出の要求は、状況等報告要求書(様式第11号)により行うものとする。

2 前項により求めた報告または資料の提出は、状況等報告書(様式第12号)により行うものとする。

(許可の取消し)

第10条 条例第15条に規定する許可の取消しは、許可取消通知書(様式第13号)により行うものとする。

(廃止の届出)

第11条 条例第16条第1項に規定する廃止の届出は、太陽光発電施設廃止届（様式第14号）により行うものとする。

2 条例第16条第2項に規定する廃止が完了したときの届出は、太陽光発電施設の廃止後の措置完了届（様式第15号）により行い、許可を受けた太陽光発電事業計画申請書の写しを添付するものとする。

(発電事業終了時の適正処分)

第12条 条例第17条に規定する太陽光発電施設の廃止に係る適正な処分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 太陽光発電施設を速やかに撤去すること。
- (2) 太陽光発電施設の再使用または再生利用に努め、廃棄物の発生を抑制すること。
- (3) 事業区域であった土地について、修景、整地その他の景観上または防災上必要な措置を行うこと。

(指導、助言および勧告)

第13条 条例第18条第1項に規定する指導または助言は、指導・助言通知書（様式第16号）により行うものとする。

2 条例第18条第2項に規定する勧告は、勧告書（様式第17号）により行うものとする。

3 条例第18条第3項に規定する指導、助言または勧告により講じた措置の報告は、是正報告書（様式第18号）により行うものとする。

(命令)

第14条 条例第19条に規定する命令は、命令書（様式第19号）により行うものとする。

2 条例第19条第2項に規定する命令により講じた措置の報告は、命令措置内容報告書（様式第20号）により行うものとする。

(公表)

第15条 条例第20条第1項に規定する公表は、市公式ウェブサイトに掲載して行うものとする。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

太陽光発電事業計画申請書（当初・変更）

年 月 日

米 原 市 長 様

所在地  
名 称  
代表者  
担当者  
(電話 )

次のとおり太陽光発電の発電事業を実施したいので、米原市太陽光発電施設の設置と生活環境等との調和に関する条例第8条第1項の規定に基づき、太陽光発電事業計画（変更）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

太陽光発電事業計画 第1表による

（添付書類）（変更の場合は変更があったものを添付すること。）

- 1 住民票の写し（設置者等が法人である場合は当該法人の登記事項証明書の写し、ならびに役職、氏名、住所および生年月日を記載した役員一覧表）（※）
- 2 欠格要件非該当誓約書（様式第2号）
- 3 条例以外の関係法令に基づく太陽光発電施設の設置に必要な許認可および届出の状況が分かる書面
- 4 太陽光発電施設の設置に関する説明結果報告書（様式第3号）
- 5 太陽光発電施設の設置場所（事業区域の所在地）に係る登記簿謄本（※）
- 6 土地の取得（使用貸借）を証する書類等（登記簿謄本上の名義が事業者でないまたは事業者本人を含む複数人である場合に限る。）
- 7 構造図および配線図（標準構造図および標準配線図によらない場合に限る。）
- 8 電力系統への接続の同意を証する書類の写し
- 9 その他市長が必要と認める書類

（※） 公的機関の発行する書類については、申請日の3か月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。

第1表 太陽光発電事業計画

事業計画内容			備考
事業者名（注1・注2）			<input type="checkbox"/> 地方税法第七十二条の四に規定する法人
法人の代表者氏名 （注1・注2）	役職 氏名		
事業者の住所（注1・注2）		(〒 - )	
発電設備の出力（kW） （注3）			
太陽光発電施設の設置場所 （注4） （事業区域の所在地）			<input type="checkbox"/> 別紙あり
事業区域の面積			
太陽光発電設備の設置形態		<input type="checkbox"/> 野立て <input type="checkbox"/> 営農型	土地の所有 <input type="checkbox"/> 事業者が所有 <input type="checkbox"/> 事業者以外が所有 <input type="checkbox"/> 事業者が事業者以外と共有
系統接続に係る事項 （注5）		接続契約締結日	年 月 日
		接続契約締結先	
事業実施工程		設置工事開始予定日	年 月 日
		系統連系予定日	年 月 日
		運転開始予定日	年 月 日
		設備廃止予定日	年 月 日
保守点検責任者		法人名（法人の場合）	
		責任者氏名	
		所属・役職（法人の場合）	
		電話番号	
		法人番号（法人の場合）	
保守点検および維持管理計画 （注6） （太陽光発電施設の廃止後において行う措置およびその資金計画も含む。）			<input type="checkbox"/> 別紙あり
地域貢献に係る事項 （任意）			<input type="checkbox"/> 別紙あり

遵守事項 (注7)	事業計画策定ガイドライン（経済産業省）および太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）に従って適切に事業を行うこと。（注8）	<input type="checkbox"/>
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	<input type="checkbox"/>
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	<input type="checkbox"/>
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために太陽光発電施設を適切に保守点検および維持管理すること。	<input type="checkbox"/>
	この事業に関係ない者が太陽光発電施設にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずること。（注9）	<input type="checkbox"/>
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる太陽光発電施設を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	<input type="checkbox"/>

(注1) 法人にあつては、「名称」は登記簿上の名称を記載し、「住所」は登記すべき本店または主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。

(注2) 申請者と同じ場合は、「申請者と同じ」と記載することでも良い。

(注3) 発電設備の出力（当該申請に係る設備の定格発電出力をいい、小数第2位以下を切り捨てた値）は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。

(注4) 全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。

(注5) 当該申請に係る太陽光発電施設についての接続の同意を証する書類のとおりに正確に記載すること。

(注6) 保守点検および維持管理計画（点検内容および実施スケジュール等）についてできる限り具体的に記述すること。なお、項目欄に全ての内容を記載できない場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。

(注7) 右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。

(注8) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。太陽光発電の環境配慮ガイドラインとは、環境影響評価法の対象とならない事業であっても環境配慮の取組を実施する際のガイドラインとして環境省が策定し、公表したものである。

(注9) 当該申請に係る太陽光発電施設の周囲に柵がある、または設ける場合には、構造図内で指し示すこと。

#### <備考>

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A3とすること。

様式第2号（第4条関係）

欠格要件非該当誓約書

私（私たち）は、米原市太陽光発電施設の設置と生活環境等との調和に関する条例第8条第4項第1号から第5号までのいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、（申請者\_\_\_\_\_）に対する事業計画の許可の決定に当たり、市長が必要と認める場合は、私（私たち）が同項第1号から第5号に掲げる者に該当するか否かについて、警察等関係機関に照会することを承諾します。

申請者

住所

氏名

㊞

役員

住所

氏名

㊞

役員

住所

氏名

㊞

役員

住所

氏名

㊞

役員

住所

氏名

㊞

役員

住所

氏名

㊞

（※）氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。



様式第3号（第4条関係）

米原市長様

所在地  
名称  
代表者  
担当者  
(電話 )

太陽光発電施設の設置に関する説明結果報告書

米原市太陽光発電施設の設置と生活環境等との調和に関する条例第7条の規定により、関係住民等に対して太陽光発電施設の事業計画等について説明したので、次のとおり報告します。

記


事業区域の所在地および面積	
周知の方法	
説明会等の開催日時および場所	
説明会の出席者数	関係住民等 人
説明会の概要	
出席者の意見	
出席者の意見に対する措置	
上記のとおりであることを確認する。  年 月 日  関係住民等の代表者 住所 役職名・氏名	

※関係住民等の代表者の氏名については自筆であること

様式第 4 号（第 4 条関係）

第 号  
年 月 日

様

米 原 市 長 

事業計画（変更）許可証

年 月 日付で申請のあった太陽光発電事業計画（変更）について、米原市太陽光発電施設の設置と生活環境等との調和に関する条例第 8 条第 4 項の規定により許可します。


記

事業者名		
法人の代表者氏名	役職	
	氏名	
事業者の住所		(〒 - )
発電設備の出力 (kW)		
太陽光発電施設の設置場所 (事業区域の所在地)		
事業区域の面積		

様式第5号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

米 原 市 長 

事業計画不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった太陽光発電事業計画（変更）について、米原市太陽光発電施設の設置と生活環境等との調和に関する条例第8条第4項の規定により、次のとおり許可しないこととしましたので通知します。

記

許可をしない理由

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、米原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、米原市を被告として（訴訟において米原市を代表する者は、米原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号（第5条関係）

設置事業着手届

年 月 日

米 原 市 長 様

所在地  
名 称  
代表者  
担当者  
(電話 )

太陽光発電施設を設置する事業に着手したので、米原市太陽光発電施設の設置と生活環境等との調和に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

許可年月日および番号	年 月 日 番号
着手年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
設置事業施工者	住所 代表者氏名 電話番号
添付図書	

様式第7号（第5条関係）

年 月 日

設置事業完了（中止）届

米 原 市 長 様

所在地  
名 称  
代表者  
担当者  
(電話 )

太陽光発電施設を設置する事業を完了（中止）したので、米原市太陽光発電施設の設置と生活環境等との調和に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

許可年月日および番号	年 月 日 番号
工事完了（中止）年月日	年 月 日
設置事業施工者	住所 代表者氏名 電話番号
保守点検責任者	法人名（法人の場合） 責任者氏名 所属・役職（法人の場合）
添付図書 （中止の場合はその理由を 記載すること）	


※中止の場合は、別途、事業計画変更など必要な手続を行うこと。

様式第8号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

設置事業検査済通知書

様

米 原 市 長 

年 月 日付け 番 号 で許可した太陽光発電事業計画に係る設置工事について、  
年 月 日に検査を実施したところ、当該許可の内容に適合していると認められる  
ので、米原市太陽光発電施設の設置と生活環境等との調和に関する条例第9条第2項の規  
定により通知します。

様式第9号（第6条関係）

事業承継届

年 月 日

米 原 市 長 様

所在地  
名 称  
代表者  
担当者  
(電話 )

発電事業の承継について、米原市太陽光発電施設の設置と生活環境等との調和に関する条例第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

継承前の事業者名等

許可年月日および番号	年 月 日 番号
事業者名	
法人の代表者氏名	役職 氏名
事業者の住所	(〒 - )
発電設備の出力 (kW)	
太陽光発電施設の設置場所 (事業区域の所在地)	
事業区域の面積	

新事業者名等

事業者名		
法人の代表者氏名	役職	
	氏名	
事業者の住所		(〒 - )

事業継承理由	
事業継承年月日	年 月 日

(添付書類)

- 1 事業を承継した事実を証する書類
- 2 事業を承継した者の住民票の写し（承継した者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書の写し）
- 3 太陽光発電施設の保守点検に係る契約書の写し
- 4 事業計画（変更）許可証の写し（許可により付された条件がある場合は、その書面の写しを含む。）
- 5 新事業者の役員一覧表および欠格要件非該当誓約書（継承した者が法人の場合）
- 6 その他市長が必要と認める書類



様式第10号 (第7条関係)

事業計画実施状況報告書

年 月 日

米 原 市 長 様

所在地  
名 称  
代表者  
担当者  
(電話 )

年 月 日付け 番 号 で許可を受けた太陽光発電事業計画発電事業の実施状況について、米原市太陽光発電施設の設置と生活環境等との調和に関する条例第12条の規定により、次のとおり報告します。

記

許可年月日および番号	年 月 日 番号
前回の実施状況報告	年 月 日
事業者名	
法人の代表者氏名	役職 氏名
事業者の住所	(〒 - )
発電設備の出力 (kW)	
太陽光発電施設の設置場所 (事業区域の所在地)	
事業区域の面積	

(添付書類)


- 1 最新状況に更新した太陽光発電事業計画第1表

様式第11号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

状況等報告要求書

様

米 原 市 長 

米原市太陽光発電施設の設置と生活環境等との調和に関する条例第 14 条の規定により、下記について、報告（資料提出）を求めます。

記

許可年月日および番号	年 月 日 番号
事業者名	
法人の代表者氏名	役職 氏名
報告（資料提出）の期限	
報告（資料提出）を求める事項	

様式第12号（第9条関係）

状況等報告書

年 月 日

米 原 市 長 様

所在地  
名 称  
代表者  
担当者  
(電話 )


年 月 日付けで報告（資料提出）の要求があった事項について、次のとおり報告（資料提出）します。

記

要求のあった報告（資料提出）事項
報告（資料提出）内容

許可取消通知書

様

米 原 市 長 

米原市太陽光発電施設の設置と生活環境等との調和に関する条例第 15 条の規定により、事業計画の許可を取り消します。

記

許可年月日および番号	年 月 日 番号
事業者名	
許可の取り消し理由	

(教示)

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、米原市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、米原市を被告として(訴訟において米原市を代表する者は、米原市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第14号 (第11条関係)

太陽光発電施設廃止届

年 月 日

米 原 市 長 様

所在地  
名 称  
代表者  
担当者  
(電話 )

太陽光発電施設を廃止したいので、米原市太陽光発電施設の設置と生活環境等との調和に関する条例第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

許可年月日および番号	年 月 日 番号
事業者名	
法人の代表者氏名	役職 氏名
事業者の住所	(〒 - )
発電設備の出力 (kW)	
太陽光発電施設の設置場所 (事業区域の所在地)	
事業区域の面積	
廃止しようとする年月日	年 月 日
廃止後の太陽光発電設備の処理	

※許可を受けた太陽光発電事業計画書の写しを添付すること。

様式第 15 号 (第 11 条関係)

太陽光発電施設の廃止後の措置完了届

年 月 日

米 原 市 長 様

所在地  
名 称  
代表者  
担当者  
(電話 )

太陽光発電施設を廃止したので、米原市太陽光発電施設の設置と生活環境等との調和に関する条例第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

記


許可年月日および番号	年 月 日 番号
事業者名	
法人の代表者氏名	役職 氏名
事業者の住所	(〒 - )
発電設備の出力 (kW)	
太陽光発電施設の設置場所	
事業区域の面積	
廃止が完了した年月日	年 月 日
廃止後の太陽光発電設備の処理	

様式第 16 号（第 13 条関係）

第 号  
年 月 日

指導・助言通知書

様

米 原 市 長 

米原市太陽光発電施設の設置と生活環境等との調和に関する条例第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり指導（助言）します。

記


許可年月日および番号	年 月 日 番号
事業者名	
事業区域の所在地	
指導・助言の内容	

様式第 17 号 (第 13 条関係)

第 号  
年 月 日

勧告書

様

米 原 市 長 

米原市太陽光発電施設の設置と生活環境等との調和に関する条例第 18 条第 2 項の規定により、次の事項について下記のとおり勧告します。

記

許可年月日および番号	年 月 日 番号
事業者名	
事業区域の所在地	
措置の期限	年 月 日
勧告の内容	



様式第 18 号 (第 13 条関係)

年 月 日

是正報告書

米 原 市 長 様

所在地  
名 称  
代表者  
担当者  
(電話 )

年 月 日付けで指導 (助言・勧告) を受けたことについて、必要な措置を講じたので、次のとおり報告します。

記

指導、助言または勧告の内容


措置内容

様式第 19 号 (第 14 条関係)

第 号  
年 月 日

命令書

様

米 原 市 長 

米原市太陽光発電施設の設置と生活環境等との調和に関する条例第 19 条第 1 項の規定により、次の事項について下記のとおり命令します。

記

許可年月日および番号	年 月 日 番号
事業者名	
事業区域の所在地	
措置の期限	年 月 日
命令の内容	

様式第 20 号 (第 14 条関係)

年 月 日

命令措置内容報告書

米 原 市 長 様

所在地  
名 称  
代表者  
担当者  
(電話 )

年 月 日 付けで命令を受けたことについて、必要な措置を講じたので、次のとおり報告します。

記

命令の内容
措置内容